

令和5年3月30日

奈良県防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画

1 防災工事等の推進に関する基本的な方針

(1) 奈良県における農業用ため池の概要

ア 現状と基本的な考え方

奈良県では、恵まれた気象条件や高い生産能力を活かして、古くから水田農業が発達してきました。特に、奈良盆地では、雨が少ないことから古くから多くのため池が作られ、水不足解消のため計画された吉野川分水が造成された後も、重要な水源として活用され、現在でも大小あわせると約4,300箇所を数えます。

以上のように、ため池は奈良県の農業振興に大きな役割を果たしているところですが、大部分が江戸時代以前に築堤されていること、また、近年のゲリラ豪雨や大規模地震により、全国各地で、ため池が決壊し、農地や家屋等に被害がもたらされている事例が発生していることから、万が一の際の被害を軽減するための対策を講じることは急務とされている。

そこで、令和元年度に、農業用ため池の管理及び保全に関する法律の成立に伴い、下流に家屋等に影響のあるため池を、「防災重点ため池」として、969箇所選定し、これらのため池について、防災工事等を優先的に実施しているところである。

この度、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」が制定され、防災重点農業用ため池（防災重点ため池のうち国が所有し、自ら管理するものを除く）の防災工事等を、計画的、集中的に実施していくため、ここに「奈良県防災重点農業用ため池にかかる防災工事等推進計画」を策定する。

イ 所有者及び管理者の状況

別表1のとおり

(2) 奈良県における防災工事等の実施状況等

別表1のとおり

2 劣化状況評価の実施に関する事項

(1) 劣化状況評価の推進計画

法の有効期間内に劣化状況評価を行った上で必要な防災工事に着手する必要があるため、法の有効期間内を前半5年（以下「前期」という。）及び後半5年（以下「後期」という。）に区分し、防災重点農業用ため池が決壊した場合の影響度も踏まえ、計画的に劣化状況評価を実施する。

なお、防災工事の実施に要する期間を考慮し、後期は令和11年までに劣化状況評価を完了させる。

ア 前期に劣化状況評価を行う防災重点農業用ため池： 829か所

イ 後期に劣化状況評価を行う防災重点農業用ため池： 132か所

(2) 経過観察

劣化状況評価の結果、防災工事は不要であるものの、変状等が認められ経過観察が必要であると判断された防災重点農業用ため池について、年1回以上、劣化状況の進行を確認する。

経過観察を行う防災重点農業用ため池及び経過観察を行う者： 市町村

(3) 定期点検

地震や豪雨等により防災重点農業用ため池の劣化が進行する等の不測の事態が生じるおそれがあることから、防災工事が完了したものも含め、都道府県及び市町村内に存在する防災重点農業用ため池について、定期的に点検を行い、決壊の危険性を早期に把握する。

ア 定期点検の頻度：1回／5年

イ 定期点検を行う者：市町村

3 地震・豪雨耐性評価の実施に関する事項

(1) 地震・豪雨耐性評価の推進計画

法の有効期間内に地震・豪雨耐性評価を行った上で必要な防災工事に着手する必要があるため、法の有効期間内を前期及び後期に区分し、防災重点農業用ため池が決壊した場合の影響度も踏まえ、計画的に地震・豪雨耐性評価を実施する。

ア 前期に地震・豪雨耐性評価を行う防災重点農業用ため池： 174か所

イ 後期に地震・豪雨耐性評価を行う防災重点農業用ため池： 未定

(2) 地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき要件（知事特認）

基本指針第3の2(1)③に規定する都道府県知事が特に必要と認めるものは、以下のいずれかに該当するため池とする。

ア 貯水量が10万m³以上のため池

イ 堤高が10m以上のため池

ウ 浸水想定区域内の歩行不可能エリアに10戸以上の人家が存するため池

エ 浸水想定区域内の歩行不可能エリアに鉄道が存するため池

オ その他市町村長が下流の状況を鑑み、必要と認めたため池

4 防災工事の実施に関する事項

(1) 防災工事（廃止工事を除く。）の推進計画

法の有効期間内を前期及び後期に区分し、防災重点農業用ため池が決壊した場合の影響度も踏まえ、計画的に防災工事を実施する。

ア 前期に防災工事を行う防災重点農業用ため池： 39か所

イ 後期に防災工事を行う防災重点農業用ため池： 8か所

(2) 廃止工事の推進計画

法の有効期間内を前期及び後期に区分し、防災重点農業用ため池が決壊した場合の影響度も踏まえ、計画的に廃止工事を実施する。

- ア 前期に廃止工事を行う防災重点農業用ため池： 4か所
- イ 後期に廃止工事を行う防災重点農業用ため池： 2か所

(3) 防災工事の実施に当たっての配慮すべき事項

ア 文化財保護担当部局との調整

各事業主体は、事業計画が定まった段階で文化財担当部局と事前協議を行い、対応の有無を確認し、対応が必要な場合は、速やかに文化財保護法に基づく手続きを行い、時間的余裕をもって工事に着手するものとする。

イ 環境担当部局との調整

各事業主体は、事業着手前に、生き物調査を行い、県が主催する環境配慮委員会にて専門家の意見を聴いた上で、生態系に配慮した工事計画を策定するものとする。

また、絶滅危惧種などが生息・生育していることが明らかになった場合は、必要に応じて、環境部局と相談の上、絶滅危惧種の移動等の必要な措置を講ずるものとする。

ウ 河川担当部局との調整

流域治水の観点から、防災工事を実施するにあたっては、余水吐にスリッドを設けるなど、ため池の治水利用に努める。

エ その他

堤防等が道路・公園等として利用されているため池については、具体的に工事内容を検討する段階から、当該施設機能を所管する部局と協議・調整を行うものとする。

5 防災工事等の実施に当たっての市町村との役割分担及び連携に関する事項

(1) 防災工事等の実施主体

ア 劣化状況評価

市町村

イ 地震・豪雨耐性評価

市町村

ウ 防災工事（廃止工事を除く。）

(ア) 受益面積10ha以上又はため池群工事の対象となる防災重点農業用ため池、については県

(イ) 上記以外の防災重点農業用ため池については市町村

エ 廃止工事

市町村

(2) 技術指導等の内容

県は、ため池支援センターを設置し、ため池管理者からの相談窓口の開設や、研修等を実施する。

(3) 情報共有及び連携の方法

奈良県農業農村整備事業推進協議会など、県、市町村、土地改良事業団体連合会等の関係者が集まる機会を活用して、防災工事等に係る情報共有を図り、連携して

防災工事等を推進する。

また、水土里情報システムを活用し、ため池に関する情報を蓄積していくものとする。

6 その他防災工事等の推進に関し必要な事項

(1) 応急的な防災工事又は地震・豪雨時の応急措置の実施

防災工事が完了するまでの当面の間、必要があれば、市町村は応急的な防災工事を実施する。また、地震又は豪雨により、防災重点農業用ため池の決壊のおそれが生じた場合には、その決壊を防止するための水位低下、損傷箇所の保護、浸水想定区域内の住民の避難等の応急措置を行う。

(2) ICT等の先端技術の導入等による管理・監視体制の強化

必要に応じて、監視カメラ・水位計等を用い、監視体制の省力化を図る。

防災工事等の推進に関する基本的な方針 奈良県

令和5年2月末時点

1 農業用ため池の概要

(1)所有者別の箇所数及び割合

区分	国又は地方公共団体	土地改良区	水利組合	集落又は個人	その他	不明	合計	備考
(割合)	(18%)	(10%)	(4%)	(63%)	(1%)	(4%)	(100%)	
箇所数	174	100	40	605	11	36	966	

(2)管理者別の箇所数及び割合

区分	国又は地方公共団体	土地改良区	水利組合	集落又は個人	その他	不明	合計	備考
(割合)	(1%)	(11%)	(42%)	(41%)	(1%)	(4%)	(100%)	
箇所数	6	110	408	399	5	38	966	

※国:行政財産として所有するものに限る。

※地方公共団体:法定外公共物であって市町村への所有権移転登記が未了のものを含む。

2 防災重点農業用ため池に係る防災工事等の実施状況等

区分	内容	箇所数	備考
ア	劣化状況評価及び地震・豪雨耐性評価を実施し、防災工事は不要であると判断されたもの	0	
イ	劣化状況評価等を実施し、両方又はいずれか一方の評価結果から防災工事が必要であると判断されたもの	104	
	① 防災工事(廃止工事を除く)が完了したもの	91	
	② 防災工事(廃止工事を除く)が未了のもの(継続中のものを含む)	13	
	③ 廃止工事が完了したもの(指定解除手続きが未了のものに限る)	0	
	④ 廃止工事が未了のもの(継続中のものを含む)	0	
ウ	劣化状況評価を実施し、地震・豪雨耐性評価が未了	20	
	① 地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき基準に該当せず、劣化状況評価の結果、防災工事は不要であると判断されたもの	4	
	② 地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき基準に該当せず、劣化状況評価の結果、防災工事が必要であると判断されたもの	2	
	③ 地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき基準に該当し、劣化状況評価の結果、防災工事は不要であると判断されたもの	12	
	④ 地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき基準に該当し、劣化状況評価の結果、防災工事が必要であると判断されたもの	2	
エ	地震・豪雨耐性評価を実施し、劣化状況評価が未了	33	
	① 地震・豪雨耐性評価の結果、防災工事は不要であると判断されたもの	1	
	② 地震・豪雨耐性評価の結果、防災工事が必要であると判断されたもの	32	
オ	劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価がいずれも未了	805	
	① 地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき基準に該当しないもの	515	
	② 地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき基準に該当するもの	290	
カ	現に農業用水の貯水池として利用なし	4	
	① 今後廃止工事を行うもの	4	
	② 廃止工事が完了したもの(指定解除手続きが未了のものに限る)	0	
合計		966	